平成２６年（フ）第２２３８号
東京都品川区八潮５丁目10―49―804
破産者　米山　保博
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２６０号
埼玉県川口市西川口４丁目１―７―401
破産者　村上　光秀
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４０４号
東京都目黒区中央町２丁目30番11号　学芸大ＫＹハイツ203
破産者　有限会社カーマン商会
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０２８号
東京都墨田区墨田２丁目10―20―210　スミダコーポ21
破産者　黒木　英夫
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２４８号
東京都文京区千石３丁目１―１―402
破産者　戸田美智子（旧姓田口）
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３１５号
東京都足立区中央本町５丁目４―14―202
破産者　高頭　俊彦
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３２４号
埼玉県さいたま市西区大字宝来1153―５―108
破産者　高津佐哲哉
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３６９号
東京都中野区弥生町２丁目50―３―508
破産者　佐藤　陽三
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２５４号
神奈川県横浜市中区本牧原19―１―507、住民票上の住所神奈川県横浜市港南区上大岡東２丁目14番15号
破産者　藤川　一馬
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１２９号
東京都渋谷区神南１―10―８　エフビル８階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区白金６丁目21番12号
破産者　株式会社ライフリュクス
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６７７号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1115―８　アベニュー三浦Ｃ号
破産者　仁科　正人
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８７号
東京都杉並区上荻１丁目６―11
破産者　藤田さなみ
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１７９号
東京都品川区西五反田７丁目22番17号
破産者　株式会社アムレット
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３５７号
東京都練馬区光が丘２丁目７―６―801
破産者　高宮　一徳
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３８９号
埼玉県川越市大字大中居1029番地
破産者　建誠有限会社
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３９２号
東京都北区田端５丁目３―５―101
破産者　後藤　明男
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４１３号
東京都江戸川区江戸川１丁目28番110号
破産者　富士寝具株式会社
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９６８号
埼玉県八潮市大字新町20番地
破産者　株式会社エムテック
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９６９号
埼玉県越谷市瓦曽根１丁目20―52―601
破産者　常世田周治
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０５号
東京都江戸川区江戸川５丁目35―３、開始決定時の住所東京都江戸川区江戸川５丁目35尾白方
破産者　鈴木　勝敏
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８３号
東京都目黒区中目黒５丁目24―40　ＭＩＮＥ祐天寺
破産者　吉田　麻純
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部